

(平成 29 年度以降)

## 新規に事業所の指定申請を行う際に 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の届出を行う場合

事業者指定申請書等に加えて、以下の書類を添付してください。なお、新規事業所については指定申請と同時に福祉・介護職員処遇改善(特別)加算を届け出ること、事業開始時からの加算算定が認められます。

### 【届出書類】

- ① 福祉・介護職員処遇改善計画書【別紙様式2】
- ② 誓約書(福祉・介護職員処遇改善(特別)加算用)
- ③ 就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に作成している場合は、それらの規程)  
※常時 10 人以上従業員を雇用する事業所は就業規則が必要です。常時 10 人未満の事業所は、「労働条件通知書」の写しを添付してください。
- ④ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)等)
- ⑤ 《キャリアパス要件Ⅰ及びⅢに該当する場合》  
キャリアパス要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類  
※就業規則等の抜粋や、規則等とは別に作成している書類を添付してください。また該当箇所を付箋貼付、マーカー着色等で明示してください。

※上記①②の書類は、その様式を枚方市ホームページよりダウンロードして作成してください。

※法人設立後間もない等の理由で、上記③④を事業者指定申請時に提出できない場合は、後日速やかに提出する旨の誓約書(任意様式)を添付してください。

※同一法人で、既に加算を算定している事業所がある場合等は、必要書類が異なる場合がありますので、お問い合わせください。

枚方市福祉部  
福祉指導監査課 障害指定担当  
電話 072-841-1467(直通)  
FAX 072-841-1322  
Mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp